



平成 25 年 11 月 22 日

各 位

上場会社名	GFA 株式会社
代表者	代表取締役 松浦一博
(コード番号	8783)
問合せ先責任者	取締役 平野公久
(TEL	03-6432-9140)

第三者割当による新株式の発行並びに 主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 22 日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本第三者割当増資に伴いまして、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式の発行

1. 募集の概要

(1)	払込期日	平成 25 年 12 月 9 日
(2)	発行新株式数	普通株式 724,100 株
(3)	発行価額	1 株につき 金 290 円
(4)	調達資金の額	金 209,989,000 円
(5)	資本組入額	1 株につき 金 145 円
(6)	資本組入額の総額	金 104,994,500 円
(7)	募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、以下の割当先に対して以下の株式数を割り当てます。 吉野勝秀 724,100 株
(8)	その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当増資の目的及び理由

当社は、平成 14 年の設立以来、ファイナンシャル・アドバイザー事業を主力事業として展開してまいりましたが、当社をとりまく経営環境は、リーマンショックによる景気低迷をきっかけに、案件の減少、同業者間の競争の激化により、非常に厳しいものとなっております。当社におきましては、平成 23 年 3 月に、新規事業として不動産担保ローン事業を立ち上げ、事業拡大を図ってまいりましたが、抜本的な業績の改善が進まない状況にあります。また、当社は、平成 24 年 10 月より、ファイナンシャル・アドバイザー事業強化拡充の一環としてヘルスケア事業に取り組んでおり、今後も継続的に案件開拓に努めるとともに新規事業展開及び事業参画機会の捕捉に努めていく所存ですが、未だ具体的な案件の獲得までは至っておりません。さらに、平成 25 年 6 月より開始した株式会社エフ・イー・ティーシステム（住所：東京都千代田区九段北一丁目 13 番 5 号 代表取締役：中村比呂志）との業務提携によるビジネスホテル、シティホテルへの共同投資及びビジネスホテル、シティホテルを投資対象としたファンドの共同組成等についても、引き続き協業関係を保ちつつ推進していく方針ではありますが、具体的な案件の実行には更に時間を要するものと見込んでおります。

かかる経営環境のもと、当社の業績は、直近5期において営業損失を計上するとともに営業活動によるキャッシュ・フローの額が負の状態であり、平成26年3月期、平成27年3月期も当該状態が継続し、平成28年3月期において営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくならなかった場合、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が定める上場廃止基準（業績基準）に抵触してしまう状態にあります。

一方、昨今、アベノミクス効果、消費税増税、東京オリンピックの開催決定等により、首都圏を中心に不動産投資意欲は高まりつつあり、収益不動産、居住不動産ともに、不動産売買は活発化の様相を呈しており、当社の事業の一つの柱である不動産担保ローン事業において、平成25年12月中旬における貸出残高が現行の予算枠である3億円を超過する予定であり、当社は、かかる状況を、当社における収益獲得及び業容の拡大に向けたビジネスチャンスであると捉えております。

そして、当社は、業績不振による赤字経営を脱却し、平成26年3月期における営業黒字化の実現に向けて、収益源の拡大、財務基盤の強化を行うことが、喫緊の経営課題であると認識しており、営業黒字化に向けた今後の経営目標として、既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業及び不動産担保ローン事業）の強化・拡充を図るとともに、それをベースとして、その周辺領域へと事業領域を拡大し、サービスの多様化を図ることを企図しております。

当社は、かかる経営目標の実現に向けて、時機を逃さずにビジネスチャンスを活かすためには、早急に、事業シナジー効果が見込まれる事業パートナーとの協業を軸とした、さらなる収益機会の獲得と収益基盤の整備を行う必要があると考える一方で、このような当社の経営環境や経営方針等に理解を示し、事業シナジーの見込まれる事業パートナーの選定を進めてまいりました。

一方、割当先である吉野勝秀氏（以下「吉野氏」又は場合により「割当先」といいます。）は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market 市場に株式を上場している株式会社新東京グループ（住所：千葉県松戸市常盤平陣屋前3番地の21 代表取締役：吉野氏）の代表取締役を務めており、同社の大株主でもあります。同社グループでは、当社の提供している金融サービスへのニーズが今後見込まれると考えられる環境プロデュース事業（廃棄物収集運搬業務、廃棄物処分業務、環境サービス業務）や建設解体工事事業を主力事業として展開しております。また、吉野氏は、平成24年2月に、同氏が公開買付けにより発行済株式の過半数を取得し、業績不振からの再建を果たして黒字化を達成した株式会社メッツ（住所：東京都港区西新橋三丁目13番7号 代表取締役：秋山賢一氏）なお、株式会社メッツは、東京証券取引所マザーズ市場に上場していますが、現在、「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」に指定されております。）において不動産事業を展開するとともに、同氏が代表取締役を務めるとともに、その大株主でもある株式会社シントウキョウエージェント（住所：千葉県松戸市八ヶ崎八丁目1番1 代表取締役：吉野氏）において不動産投資事業にも注力しており、当社の提供している既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、不動産担保ローン事業）との関係において事業シナジーの見込まれる不動産事業にも注力しております。吉野氏は、かねてから、自身の得意とする環境事業分野における金融サービス事業の展開に強い関心を有しており、当社は、平成25年5月頃より、吉野氏がファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している坂田公認会計士事務所（住所：東京都港区六本木二丁目2番地2号 代表者：坂田靖志氏）の坂田靖志公認会計士から、当社の顧問税理士である永井公認会計士税理士事務所（住所：東京都港区赤坂六丁目19番50号 代表者：永井文隆氏）の永井文隆公認会計士を通じて、吉野氏との事業上の提携等についてご提案をいただいております。

そして、上記のとおり、当社において、昨今の不動産市況の変化に伴うビジネスチャンスを活かすべく、事業パートナーの選定を進めていた中、当社は、吉野氏から、当社における既存事業の強化・拡充、及び、周辺領域への事業拡大に関し、環境事業分野におけるファイナンシャル・アドバイザー事業や、当社の既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、不動産担保ローン事業）と密接に関連する不動産の売買業務等の機会の提供に係るご提案をいただきました。

かかる提案を受け、当社は、吉野氏との間で本格的な協議を行い、当社における、既存事業の強化・拡充及び周辺領域への事業の拡大を通じた収益源の拡大、財務基盤の強化の必要性について議論するとともに、平成26年3月期の営業黒字化に向けた経営目標の実現のための具体的な取り組みについて、協議を重ねてまいりました。その中で、吉野氏からは、吉野氏の環境事業分野における強力なネットワークを活かし、吉野氏に産業廃棄物処理業者や太陽光発電事業者といった環境事業法人をご紹介いただき、当社がその資金調達に係るアドバイザー業務及び投融資業務を行うことに関し、まずは、後記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達

する資金の具体的な使途」の①に記載した資金の充当先となる具体的な案件の機会をご提供いただくとともに、今後も同種の機会のご提供をいただくことをご提案いただきました（ご提案に関しては吉野氏より書面（以下「本提案書」といいます。）を受領しております。）。また、吉野氏からは、本提案書において、以下のご提案をいただきました。今後、環境事業の将来キャッシュフローを裏付けとした事業証券化におけるアレンジメント業務、各種環境関連債権等のファクタリング業務を行うことなど、吉野氏の得意とする環境事業分野における強力なネットワークを活かして、当社の強みとする金融分野における案件の相談及び案件の組成のための機会の提供を受けるとともに、当社におけるこれらの事業遂行に必要な信用力の強化について、吉野氏にサポートしていただくことをご提案いただきました。さらに、当社の既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、不動産担保ローン事業）と密接に関連する不動産の売買業務を行うことについても、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」の②に記載した資金の充当先となる具体的な不動産購入案件の機会をご提供いただくことに加え、不動産分野における吉野氏の幅広いネットワークの提供や当社の信用力強化のためのサポートをしていただくご提案をいただきました。加えて、これらの分野に精通し、国内外に広くネットワークを有する方を、役職員として当社にご紹介いただくことによる人的なサポートについてもご提案いただきました。また、吉野氏からは、当社の経営環境や経営資源、営業黒字化に向けた経営目標や対処すべき課題を十分に理解いただき、事業シナジー効果が見込まれる事業パートナーとの協業を軸として、既存事業の強化・拡充を図りつつ周辺領域へと事業領域を拡大させていくという当社の経営方針を尊重しながら、当社の企業価値向上に向けた収益機会獲得と収益基盤の確保のためのアドバイス、サポートを提供いただくとの意向を本提案書により確認しております。

その結果、当社は、吉野氏が、環境事業における数多くの実績を有し、金融サービスへのニーズが見込まれる環境業界において強力なネットワークを有していること、また、同氏が、当社の提供している金融サービス事業に密接に関連する不動産分野においても幅広いネットワークを有していること、吉野氏からこのようなネットワークを背景に既存事業及び周辺領域事業における案件の相談及び案件組成のための機会の提供を受け、当社の経験・知識等を活かしてこれらの事業を確実に遂行することにより、さらなる収益機会の獲得と収益基盤の確保を期待できるものと判断いたしました。また、現状、当社の信用力のみでは、積極的な投資に向けての金融機関からの資金の借入れは困難であるところ、吉野氏の有するネットワークを通じて当社における既存事業の強化・拡充及び周辺領域への事業の拡大が見込まれることや、本第三者割当増資による資本金の増加、及び本第三者割当増資の結果吉野氏が当社の主要株主となることによる、当社自身の信用補完を背景にすることで、金融機関からの資金調達も可能となり、自己資金のみならず金融機関からの調達資金も併せたより規模の大きな事業の展開が可能となり、既存事業の強化・拡充にも繋がるものと判断いたしました。なお、吉野氏が代表取締役を務める株式会社新東京グループと当社は主要事業分野が異なるものであり、当社が吉野氏から当社の企業価値向上に向けた収益機会獲得と収益基盤の確保のためのアドバイス、サポートをいただく場合でも、当社と株式会社新東京グループとの間に競業関係は生じないものと判断しており、吉野氏からも同様の見解をいただいております。

そして、当社は、このような当社を取り巻く状況を総合的に勘案し検討を重ねた結果、平成26年3月期の営業黒字化の達成、及びその後の継続かつ安定した黒字経営の実現のためには、今回、吉野氏に対して第三者割当増資を実施する方法による資金調達を実施し、調達した資金をもとに、吉野氏から機会の提供をいただく後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」の①②に記載した資金の充当先となる具体的な案件の実施に早急に取り組むと同時に、不動産担保ローン事業において貸出原資を確保し収益の拡大を図ること、さらには、第1号案件となる後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」の①の案件を契機に、環境事業法人に対するアドバイザー業務及び投融資業務を拡大し、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」の②の案件を契機に、不動産売買業務を成長・発展させることにより、このタイミングにおいて、収益源の拡大及びそれに伴う営業黒字化、財務基盤の強化、信用力の回復を早急に実現することが急務であると判断し、今回の第三者割当増資を実施することを決定いたしました。

(2) 第三者割当増資による新株式発行を選択した理由

上記「(1) 本第三者割当増資の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、直近5期において営業損失を計上するとともに営業活動によるキャッシュ・フローの額が負の状態であり、さらに業績不振が続くことになれば、東京証券取引所が定める上場廃止基準（業績基準）に抵触してしまうリスクを抱えております。当社は、これらのリスクを払拭するための資金調達を早急かつより確実に行うという観点より、資金調達方法について検討を行いました。

まず、ここ数年の当社業績を鑑みるに、銀行借り入れなどの間接金融で十分な資金を確保することは困難であると判断いたしました。

一方、エクイティ性の資金調達につきましても、同様の理由から公募増資については困難であると判断いたしました。また、株主割当増資につきましても、既存株主の希薄化防止の観点からは有効と思われるものの、直近5年にわたり業績の低迷している現状においては希望する資金を調達することは困難であると判断いたしました。さらに新株予約権による調達の場合は、資金の調達期間が長期化するため、タイムリーな調達の観点から現実的ではなく困難であると判断いたしました。その結果、株式市場の環境の影響を大きく受けず、早急かつ確実な資金調達手法として、第三者割当増資が望ましいと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
210 百万円	11 百万円	199 百万円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用の内訳は、登記関連費用約 800 千円、弁護士費用約 4,000 千円、ファイナンシャルアドバイザー費用約 4,200 千円、第三者委員会運営費用約 500 千円、信託銀行増資事務手数料約 200 千円、信用調査等費用約 800 千円等となります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 199 百万円の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

なお、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等に保管する予定です。

具体的な使途	金額	支出予定時期
①環境事業関連投融資	100 百万円	平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月
②不動産購入資金自己負担分	60 百万円	平成 25 年 12 月～平成 26 年 3 月
③事業用資金	39 百万円	平成 25 年 12 月～平成 26 年 3 月

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 本第三者割当増資の目的及び理由」に記載のとおり、当社の経営目標である既存事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業及び不動産担保ローン事業）の強化・拡充、並びにその周辺領域への事業領域の拡大及びサービスの多様化を早期に実現していくため、手取金を以下の使途に充当する方針であります。

①環境事業関連投融資

環境事業法人（産業廃棄物処理業者）の保有資産等を裏付けとした資金調達スキームにおける既存ローンの借換えのため、当社が投融資する資金に充当するものであります。

産業廃棄物処理業者や太陽光発電事業者といった環境事業法人は、バランスシート上に固定資産を大きく抱える業態であるとともに、資金調達手段としては銀行借り入れを主たる手段としておりますが、バランスシート上の固定資産の計上の縮小化や銀行借り入れによる高額な元利金返済負担の軽減化に対するニーズが存在します。そこで、当社としては、このようなニーズに応えるために、環境事業法人を対象として、新たな資金調達スキームの組成に係るアドバイザー業務や投融資業務を行うビジネスチャンスがあると考えており、吉野氏の得意とする環境事業分野における強力なネットワークを活かしながら、当社の強みとする金融分野におけるこれまでの経験を駆使し、かかるビジネスチャンスの獲得を目指します。

今般、当社は、吉野氏より、環境事業法人（産業廃棄物処理業者）の保有資産等を裏付けとした資金調達スキームについてのアドバイザー業務を行うとともに、当社が当該法人の既存ロー

ンの借換えのための投融資を行うという具体的なご提案を受けており、当社としては、環境事業法人に対するアドバイザー業務及び投融資業務の第1号案件として取り組んでいきたいと考えております。そこで、本第三者割当増資により調達する100百万円をかける第1号案件の投融資資金に充当するものであります。なお、当該スキームの詳細については現在当社がアドバイスを提供しながら検討中であり、当社の投融資形態も信用補完の内容も未確定であります。スキームによっては長期間の与信となる可能性があります。当社は、当該案件において、投融資に伴う金利収入の他、アドバイザー業務の対価としてフィーの取得を想定しております。

また、当社は、このような吉野氏の紹介を主たる契機とした小口案件の実績を積み、環境事業分野における理解を深めることが次なる案件獲得のためにも肝要と考えております。そして、当社は、このような小口案件で今後も実績と経験を積み、信用力を強化したうえで、吉野氏の環境業界における強力なネットワークを背景に、更なる新規案件の獲得を図り、規模の大きい案件等においては必要に応じて外部の投資家の資金を導入し、環境事業法人に対するアドバイザー業務に重点を移行していく形で継続的に業務に取り組み、安定的な収益源として確保していく所存です。

②不動産購入資金自己負担分

これまで当社が携わってきたファイナンシャル・アドバイザー事業（不動産投資業務、仲介業務）及び不動産担保ローン事業の関連業務領域である不動産売買業務において、販売用不動産の購入資金に充当するものであります。

現在、アベノミクス効果、消費税増税、東京オリンピックの開催決定や住宅ローン金利の低下等を受け、個人の住宅取得ニーズは旺盛な状況にあり、また個人や企業の収益不動産に対する投資意欲も高まりつつあります。当社としては、このような現況は、販売用不動産を購入し、転売利益を得ることによる収益源拡大のチャンスであると捉えており、不動産担保ローン事業で取り扱っている金額5千万円程度までの居住用不動産（中古区分マンションや戸建住宅用の宅地等）やファイナンシャル・アドバイザー事業（不動産投資業務、仲介業務）において取り扱っている6億円程度までの1棟もの収益不動産（賃貸マンションやオフィスビル等）の購入及び転売を検討しております。

今般、当社は、不動産分野における吉野氏の幅広いネットワークの提供を受け、1棟もの収益不動産（賃貸マンション）の購入予定先（所有者）の紹介を受けております。同物件については、当社の既存の事業パートナーの顧客に対して転売することを予定しており、これらの売買について、平成25年12月中の決済を目指しております。上記一連の取引を成立させるために、当社は、購入予定先（所有者）との売買に係る手付金60百万円を支払う必要があり、本第三者割当増資により調達する60百万円を、当該手付金に充当するものであります。上記一連の取引では、購入予定先（所有者）から転売予定先へ直接所有権を移転すること（いわゆる中間省略登記の代替方式である直接移転型の取引）を想定しておりますので、当社が販売用不動産を保有する予定はなく、当社において必要となる資金は購入予定先（所有者）に支払う手付金のみとなる予定です（なお、仮に転売が不成立となった場合に当社が購入義務を負担したり手付損とならないように、契約上の手当てを行う予定です）。当社は、上記一連の取引による転売利益を確保するとともに、不動産分野における吉野氏のネットワークの提供を受けつつ、今後も同様のビジネスチャンスに適時に対応することができるよう、60百万円の予算枠を設定し、当該予算枠の範囲で資金を有効に回転させていくべく積極的に販売用不動産の売買業務に取り組み、当該業務を当社の新たな収益源の1つとして成長・発展させていきたいと考えております。

③事業用資金

当社の不動産担保ローン事業における貸付資金に充当するものであります。

上記のとおり個人の住宅取得ニーズが旺盛な状況において、当社の既存の顧客である居住用不動産の不動産事業会社における資金需要も高まっており、当社の不動産担保ローン実行額が増加しております。当社の平成25年12月中旬における貸出残高は、現行の予算枠である3億円を超過する予定であり、今後の需要については、運転資金から一時的に捻出する予定ではありますが、これ以上の自己資金の投入は厳しい状況にあります。このような中で、上記の顧客の資金需要に臨機応変に対応していくため、現行の3億円の予算枠を40百万円程度拡大する必要があると考えており、自己資金で賄うことができない39百万円について、本第三者割当増資による調達資金を充てることで、迅速に貸出原資を確保する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由（1）本第三者割当増資の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当増資による資金調達には、当社における既存事業の強化・拡充、及び、周辺領域への事業拡大に早急に取り組むための資金に充当することにより、収益源の拡大及びそれに伴う営業黒字化、財務基盤の強化や、信用力の回復を早急に実現することを目的とするものであり、ひいては当社の中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与するものであるため、本第三者割当増資の資金使途には合理性があると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資による募集株式の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成 25 年 11 月 21 日）から起算して直近 1 ヶ月間の東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値の単純平均値である 300 円を基礎として、これに対して 3.33%のディスカウントを加えた 290 円と決定いたしました。

当社は、取締役会決議の前営業日の終値は、株式市場において形成された価格ではあるものの、平成 25 年 11 月 11 日以降の株価については、日経平均も含め株価は上昇傾向にありながら、当社の株価は特に適時開示等その他のリリースの公表がない中で乱高下しており、出来高も急増していることから、当該直近の株価の推移については、必ずしも当社株式の市場価値を適切に反映するものとは言えないと考えられ、取締役会決議の前営業日という特定日の株価を基礎とするよりも、不安定な株価推移が平準化された平均値を基礎とする方が、客観性が高く適切であると判断いたしました。そして、当社は、当社の株価は、平成 25 年 6 月から同年 8 月にかけて不安定な動きを示しているところ、その理由として、平成 25 年 6 月における大幅な株価上昇については、当社の同年 6 月 10 日付の「株式会社エフ・イー・ティースシステムとの業務提携に関するお知らせ」と題する適時開示の影響が考えられるものの、その後の大幅な下落や、平成 25 年 9 月以降の安定期に入るまでの株価の不安定な上下動については、特に材料となるような適時開示その他のリリースの公表もないため、同時期の株価の推移が必ずしも当社の市場価格を適切に反映しているとは言えないと考えられること、また、当社の平成 25 年 10 月 11 日付の「業績予想の修正に関するお知らせ」と題する適時開示及び当社が同月 25 日に公表した平成 26 年 3 月期第 2 四半期決算短信は、市場にとって好材料になると考えられるものの、それらの公表後、株価が乱高下することなく安定的な推移となっていることからすると、平成 25 年 9 月以降の安定期の株価推移が現在の当社株式の市場価値を反映するものであると考えられることから、当社の現在の市場価格を反映する株価としては、特に材料もなく株価が乱高下した平成 25 年 8 月以前の不安定な株価推移が除外され、取締役会決議日の前営業日にできるだけ近い一定期間の平準化された値である、同日から起算して直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値を基礎とすることが、客観的かつ合理的であると判断いたしました。また、当社は、上記のとおり、平成 25 年 11 月 11 日以降の株価の推移については、必ずしも当社株式の市場価値を適切に反映するものとは言えないことに加え、(a)当社を取り巻く事業環境や当社の最近の業績を踏まえると、割当先である吉野氏は相応の株価下落のリスクを負うことになること、(b)当社の株式は証券市場における売買高が比較的少なく、流動性が限定的である上、吉野氏は、後記「6. 割当先の選定理由等（3）割当先の保有方針」に記載のとおり払込期日から 3 年間は当社の事前の承諾なくして割当新株式の譲渡等の処分ができず、既存株主と比べ流動性の面で制約があること、(c)吉野氏は、後記「6. 割当先の選定理由等（3）割当先の保有方針」に記載のとおり当社株式を中長期的に保有する方針であり、短期売却による経済的利益を享受できる可能性はないこと、(d)上記発行価額は、これらの事情を踏まえ、吉野氏との協議の結果決定されたものであること等の事情を踏まえ、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値を基礎として、3.33%のディスカウントを加えた上記発行価額が、合理的であると判断いたしました。

そして、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 2 月 10 日制定）は、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる。」としているところ、上記発

発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成 25 年 11 月 21 日）の東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値（321 円）に対して 9.66%のディスカウント、直前営業日までの 1 ヶ月間の終値の単純平均値（300 円）に対して 3.33%のディスカウント、3 ヶ月間の終値の単純平均値（297 円）に対して 2.36%のディスカウント、6 ヶ月間の終値の単純平均値（296 円）に対して 2.03%のディスカウントであり、それぞれに 0.9 を乗じた価格をいずれも上回っており、上記日本証券業協会の指針に準拠するものであるという観点からも、上記発行価額は合理性があるものと考えております。

以上の理由から、当社といたしましては、上記発行価額は合理的で、会社法第 199 条第 3 項に規定されている特に有利な金額には当たらないと判断しております。また、当社は、発行条件等について客観的な意見を取り入れるため、後記「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、経営者から独立した社外弁護士 1 名及び当社の監査役（社外監査役）全員の計 4 名で構成される第三者委員会を設置しているところ、当該第三者委員会の構成員である社外監査役全員からも、当社の平成 25 年 11 月 11 日以降の株価については、特に適時開示等その他のリリースの公表がない中で乱高下し、出来高も急増しており、当社の適時開示、決算開示状況等に照らすと、取締役会決議の前営業日の終値が必ずしも当社の客観的な企業価値を正確に反映したものではない可能性があるため、一定期間の終値の単純平均値を基礎とすることは相当であると認められる上、直前 1 ヶ月間の終値の単純平均値を基礎とすることに関しても、取締役会決議日にできるだけ近い、一定期間の平準化された値を基礎とする方法は、算定根拠として客観性が高く、合理的であると認めること、加えて、上記(a)乃至(d)の事情を踏まえると、当社が、取締役会決議の前営業日までの直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値を基礎として、3.33%のディスカウントを加えた価額を発行価額として採用すると判断したことにも合理性があると認められること、さらに、当該価格は、取締役会決議の前営業日（平成 25 年 11 月 21 日）の東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値、取締役会決議の前営業日までの直前 1 ヶ月間、直前 3 ヶ月間、直前 6 ヶ月間の終値の単純平均値にそれぞれ 0.9 を乗じた価格をいずれも上回っており、上記日本証券業協会の指針に準拠するものであることに照らしても、上記発行価額は合理的であると認めること、という理由から、全員一致で、上記発行価額は、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により新規に発行する株式数は 724,100 株（議決権数 7,241 個）であり、これは本書提出日現在の当社発行済株式総数 1,980,500 株（総議決権数 18,805 個）に対し 36.56%の割合（総議決権数に対する割合 38.51%）に相当し、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条で定める希薄化率 25%以上の第三者割当増資に該当いたします。

しかしながら、「2. 募集の目的及び理由（1）本第三者割当増資の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資により調達する資金をもって、不動産担保ローン事業を中心とする既存事業における収益の拡大を目指すと共に、吉野氏から機会のご提供をいただく案件の早期実現に向け取り組み、これらの案件を契機に環境事業法人に対するアドバイザー業務及び投融資業務を拡大させ、不動産売買業務を成長・発展させることにより、収益源の拡大及びそれに伴う営業黒字化、財務基盤の強化や、信用力の回復を早急に実現するものであり、希薄化が生じることとなっても、これを上回る価値を享受することができるものであると考えております。これにより、本第三者割当増資は、中長期的な当社の企業価値・株主利益の向上に寄与するものであることから、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当増資における発行数量及び株式の希薄化の規模について、後記「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、当社は、経営者から独立した社外弁護士 1 名及び当社の監査役（社外監査役）全員の計 4 名で構成される第三者委員会を設置し、同委員会より、本第三者割当増資に係る発行数量及び希薄化の規模は合理的であると考えられる旨の意見を得ております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

①	氏名	吉野勝秀
②	住所	千葉県松戸市

③	職業の内容	
	名称及び肩書	株式会社新東京グループ 代表取締役
	所在地	千葉県松戸市常盤平陣屋前3番地の21 第2シントウキョウビル
	事業の内容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等、環境ソリューション事業総合プロデュース、廃棄物処理に関するコンサルティング
④	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当先が反社会的勢力との一切の関係がないことを独自に専門の第三者調査機関である株式会社 J P リサーチ&コンサルティング(住所:東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役:古野啓介氏)に調査を依頼し、調査報告書にてその旨を確認しており、また割当先からもその旨の確約書を入手しております。これにより、当社は、割当先が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

吉野氏には、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 本第三者割当増資の目的及び理由」に記載のとおり、当社の経営環境や経営資源、営業黒字化に向けた経営目標や対処すべき課題を十分に理解いただいていること、当社の企業価値の向上に資すると考えられる複数のビジネスリソースとして、本第三者割当増資により調達する資金の充当先となる具体的な案件の機会をご提供いただいていることに加え、今後も、吉野氏の得意とする環境事業分野における強力なネットワークを活かして、当社の強みとする金融分野における案件の組成のための機会のご提供や、不動産分野における吉野氏の幅広いネットワークをご提供いただけること、今後の事業遂行に必要な当社の信用力の強化のためにサポートしていただけること、また、事業パートナーとして当社株式を安定的かつ中長期的に保有する旨のご意向をいただいていること、本第三者割当増資に係る払込みの確実性があると当社が判断していること、専門の第三者調査機関を使った調査結果からも、反社会的勢力と一切関係が無いことを当社でも確認が取れていることを考慮した結果、今回の選定に至っております。

(3) 割当先の保有方針

当社は、割当先との間で締結する予定の株式引受契約書において、割当先が本第三者割当増資により取得した割当新株式を中長期的に保有する方針であり、払込期日から3年間、当社の書面による事前の承諾のない限り、割当新株式の全部又は一部について第三者に譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならないものとする旨を約定する予定です。

また、上記に関わらず、当社は、割当先との間において、本第三者割当増資により取得した割当新株式について、払込期日より2年以内に全部または一部を譲渡その他の処分をした場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先が引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を預金口座残高に保有していることを、預金通帳のコピーで確認しております。また、当社は、当該資金については、吉野氏の保有する現金(160百万円)及び株式会社シントウキョウエージェントと吉野氏との間の平成25年11月19日付金銭消費貸借契約に基づく同社からの借入金(50百万円 貸付実行日:平成25年11月19日 金利:年0.5% 返済期限:元金につき平成28年12月31日限り、利息につき毎月31日限り)により賄われたものである旨の書面による報告を受けるとともに、当該金銭消費貸借契約を確認しております。さらに、当社は、株式会社シントウキョウエージェントから吉野氏への上記貸付金50百万円については、同社の自己資金からの借入金であることを、上記の書面による吉野氏からの報告、及び同社の預金通帳のコピーで確認しております。

これにより、当社は、本第三者割当増資に係る払込みの確実性があると判断しております。

(5) 割当先との間のその他の合意

当社は、割当先との間で、本第三者割当増資の実施等を前提に、平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会において、割当先が当社と協議の上推薦する者（1名）を当社の取締役（非常勤）1名に選任する議案を上程すること、及び、割当先が当社と協議の上推薦する、不動産売買事業の分野に精通する者（1名）を当社の従業員として雇用することを合意しております。その他、割当先との間の重要な合意はありません。

7 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成25年9月30日現在）		募集後	
佐藤 明彦	10.35%	吉野 勝秀	26.77%
宮上 元伸	9.90%	佐藤 明彦	7.58%
新留 幸二	9.39%	宮上 元伸	7.25%
日本証券金融株式会社	6.95%	新留 幸二	6.88%
西田井太郎	5.00%	日本証券金融株式会社	5.09%
松井証券株式会社	4.11%	西田井太郎	3.66%
松浦 一博	3.21%	松井証券株式会社	3.01%
平野 公久	2.57%	松浦 一博	2.35%
小泉 清孝	2.47%	平野 公久	1.88%
高下 朋彦	1.51%	小泉 清孝	1.81%

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は少数第三位を四捨五入しております。
 2. 募集後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、本第三者割当増資後の発行済株式総数2,704,600株に対する割合です。
 3. 小泉清孝氏の持株比率は、平成25年9月30日現在の株主名簿の記載に基づくものでありますが、当社の平成25年10月4日付「主要株主の異動に関するお知らせ」と題する適時開示に記載いたしましたとおり、同時点において、同氏の所有株式数には減少はない旨を確認しております。

8 今後の見通し

本第三者割当増資は、当社事業の強化、財務体質の強化に寄与すると考えられますが、平成26年3月期の業績への具体的な影響額については現時点では未定です。当社は、平成26年3月期の業績への具体的な影響額が判明次第、速やかにお知らせいたします。

9 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資による希薄化率は、本第三者割当増資に係る取締役会決議前における発行済株式総数1,980,500株に係る議決権の数18,805個を前提とすると38.51%になり、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要します。

そのため、当社は既存株主の皆様にも極めて大きな影響が生じることに鑑みて、本第三者割当増資における必要性及び相当性に関する客観的な意見を入手するため、経営者から独立した社外弁護士（隼あすか法律事務所多田光毅氏）及び当社の監査役全員（社外監査役・金沢修氏、社外監査役・小谷洋三氏、社外監査役・五島信也氏）の計4名で構成される第三者委員会（以下「本委員会」といいます。）の開催を依頼いたしました。

当社は、本委員会に対して、当社の概要及び現状における財務状況、本第三者割当増資の目的、調達する資金の額、使途及び支出予定時期、調達する資金使途の合理性に関する考え方、第三者割当増資とその他の資金調達手段との比較、割当先の選定理由、発行価額、発行株数、希薄化の規模その他の発行条件に関する考え方、割当先の選定に至る検討過程・検討体制、当社の企業価値・株主価値の向上並びにその他必要と思われる事項等に関して説明を行うとともに、本委員会からの質問に対して回答を行いました。また、本委員会は、当社からの上記説明・回答に加え、吉野氏からも本第三者割当増資に係る説明を受けるとともに、質疑応答を行い、これらの結果も踏まえ、慎重に審議・検討を行いました。

その結果、本委員会は、平成25年11月21日付で当社の取締役会に対して、①当社は、既存事

業の需要拡大に伴う運転資金を確保するとともに、既存事業の周辺分野におけるビジネスチャンスを獲得するため、早急に資金調達を行う必要に迫られており、本第三者割当増資により資金調達を行う必要性・緊急性が認められること、②かかる資金調達の必要性・緊急性、現時点における当社の財務状況、当社代表取締役等に対する事情聴取の結果等に鑑みると、他の資金調達手段と比較し、迅速かつ確実な資金調達である第三者割当増資を選択することの必要性・相当性が認められること、③既存事業の強化・拡充を図りつつ周辺領域へと事業領域を拡大させていくという当社の経営方針を達成する観点からは、吉野氏からの今般の提案内容に従って機会の提供を受けることが必要であると思料され、他の提案等と比較しても、本第三者割当増資を選択することの必要性が認められること、④本第三者割当増資は、当社の中長期的な企業価値の向上の観点から既存株主にも利益をもたらすことが期待でき、かかる利益に鑑みれば、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると認められること、⑤当社の市場株価や出来高の変動等に照らすと、取締役会決議日にできるだけ近い、直前1ヶ月間の終値の単純平均値を基礎とする一定期間の平準化された値を基礎として発行価額を決定する方法は、算定根拠として客観性が高く、合理的であると認めること、加えて、上記「5 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載の(a)乃至(d)の事情を踏まえると、当社が、取締役会決議の前営業日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値を基礎として、3.33%のディスカウントを加えた価額を発行価額として採用すると判断したことにも合理性があると認められること、さらに、当該価格は、取締役会決議の前営業日(平成25年11月21日)の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値、取締役会決議の前営業日までの直前1ヶ月間、直前3ヶ月間、直前6ヶ月間の終値の単純平均値にそれぞれ0.9を乗じた価格をいずれも上回っており、上記日本証券業協会の指針に準拠するものであることに照らしても、上記発行価額は合理的であると認めること、⑥本第三者割当増資は、資金需要を充足するために必要となる金額に限って調達するものである上、当社の中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与するものと考えられ、調達資金額とその資金使途との整合性・合理性が認められること、⑦吉野氏の幅広いネットワーク及びかかるネットワークを活用した当社の企業価値向上に向けたサポート、本第三者割当増資後の当社株式の保有方針、属性等に鑑み、割当先の選定理由には合理性が認められること、⑧当社は、他の候補先からの申入れについても真摯に検討を行った上で割当先を選定しており、割当先の選定に至る検討過程・検討体制の公正性が認められること等が記載されており、これらの事情に基づき、本第三者割当増資による資金調達について、必要性及び相当性を認める旨の意見書を提出しております。

平成25年11月22日に開催された取締役会では、本委員会から提出された意見を最大限尊重して、当社企業価値・株主価値の向上、本第三者割当増資に係る発行条件の公正性の確保などの観点から慎重な審議を行い、上述の内容の判断に基づき本第三者割当増資を行うことを出席取締役全員一致で決議いたしました。

10 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(単位:千円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
営業収益	64,874	102,931	51,355
営業利益	△104,238	△79,504	△85,410
経常利益	△118,793	△79,314	△85,269
当期純利益	△120,110	△89,416	△85,559
1株当たり当期純利益(円)	△79.83	△59.43	△47.02
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	451.56	392.13	304.41

(注) 当社は平成25年4月1日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため平成23年3月期の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算出しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成25年9月30日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,980,500株	100.00%

現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
-----------------------------	---	---

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	25,200 円	19,250 円	18,900 円
高 値	34,500 円	27,860 円	91,800 円 *374 円
安 値	11,630 円	15,580 円	15,000 円 *340 円
終 値	19,000 円	20,500 円	385 円

(注) *印は、平成25年4月1日付けで行った株式分割による権利落後の株価であります。

② 最近6ヶ月の状況

	平成25年					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	326 円	276 円	315 円	286 円	326 円	286 円
高 値	365 円	440 円	351 円	366 円	384 円	350 円
安 値	275 円	183 円	286 円	262 円	272 円	250 円
終 値	278 円	305 円	286 円	366 円	281 円	286 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成25年11月21日
始 値	328 円
高 値	342 円
安 値	321 円
終 値	321 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式発行

発行期日	平成24年5月30日
調達資金の額	金 65,836,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	1株につき 金 18,100 円
募集時の発行済株式数	16,045 株
当該募集による発行株式数	3,760 株
募集後の発行済株式総数	19,805 株
割当先	投資事業有限責任組合 PIPEs ファンド GK2号
発行時における当初の資金使途	①不動産担保ローン事業に係る貸出原資 50百万円 ②不動産投資ファンド組成に係る投資等 15百万円
発行時における当初の支出予定時期	①平成24年6月～12月 ②平成24年6月～12月
現時点における充当状況	①不動産担保ローン事業に係る貸出原資 65百万円 ②不動産投資ファンド組成に係る投資等 一百万円 不動産担保ローン資金需要の増加に伴い調達資金の全額を不動産担保ローン事業に係る貸出原資に充当いたしました。

11 発行要領

(1) 募集株式の種類・数	普通株式 724,100 株
(2) 払込金額	1株につき金 290 円

(3)	払込金額の総額	金 209,989,000 円
(4)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	資本金 104,994,500 円 資本準備金 104,994,500 円
(5)	募集又は割当方法	第三者割当の方法
(6)	申込期日	平成 25 年 12 月 9 日
(7)	払込期日	平成 25 年 12 月 9 日
(8)	割当予定先及び割当予定株式数	吉野勝秀 724,100 株
(9)	その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

II. 主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当増資の割当先である吉野氏は、本第三者割当増資により、新たに当社の主要株主である筆頭株主になる見込みであります。

また、当社の主要株主である筆頭株主であった佐藤明彦氏及び主要株主であった宮上元伸氏は、当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しなくなる見込みであります。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主である筆頭株主となる株主の名称等

吉野勝秀

なお、吉野氏の住所等の概要につきましては、上記「I. 第三者割当による新株式の発行 6. 割当先の選定理由等 (1) 割当先の概要」に記載のとおりであります。

(2) 主要株主である筆頭株主でなくなる株主の名称等

①	氏 名	佐藤明彦
②	住 所	東京都世田谷区

(3) 主要株主でなくなる株主の名称等

①	氏 名	宮上元伸
②	住 所	東京都渋谷区

3. 当該株主の異動前後における議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 吉野勝秀

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	— (—)	—	—
異動後 (平成 25 年 12 月 9 日予定)	7,241 個 (724,100 株)	27.80%	第 1 位

(2) 佐藤 明彦

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (平成 25 年 9 月 30 日現在)	2,050 個 (205,000 株)	10.90%	第 1 位
異動後 (平成 25 年 12 月 9 日予定)	2,050 個 (205,000 株)	7.87%	第 2 位

(3) 宮上元伸

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位

異動前 (平成 25 年 9 月 30 日現在)	1,960 個 (196,000 株)	10.42%	第 2 位
異動後 (平成 25 年 12 月 9 日予定)	1,960 個 (196,000 株)	7.53%	第 3 位

- (注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は 100,000 株です。
2. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 25 年 11 月 12 日に提出した第 13 期第 2 四半期報告書に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数 18,805 個（自己株式を除く）を分母としており、異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、同議決権の数 18,805 個に本第三者割当増資に伴い増加する議決権の数 7,241 個を加えた議決権の数 26,046 個を分母としております。

4. 異動予定年月日
平成 25 年 12 月 9 日
5. 開示対象となる非上場会社の親会社等の変更の有無
該当事項はありません。
6. 今後の見通し
上記「I. 第三者割当による新株式の発行 8. 今後の見通し」に記載のとおりであります。

以上